

## 第2回高知県特別職報酬等審議会資料

日 時：令和5年2月6日（金）

午後3時30分～

場 所：県庁第二応接室

### 目 次

- 1 令和4年度第1回高知県特別職報酬等審議会 委員の主な意見（要旨）・・・ 1
- 2 特別職報酬等の全国状況等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

# 令和4年度 第1回高知県特別職報酬等審議会

## 委員の主な意見（要旨）

令和5年1月6日（金）  
15:00～16:30

### 給料及び報酬の水準

- 現時点では引き上げることは難しいと考える。春から民間企業でも交渉が始まり、大幅な引き上げを求めていくこととなるので、しっかりと民間レベルの賃金の引き上げがされ、公務員の一般職についても上がるような状況になれば特別職も引き上げていくべきではないか。
- 知事の給料を上げることにより、皆の機運が高まるという視点もあると思うが、現在の状況を見るとなかなか厳しい。物価も上がって、生活状況も厳しい状況にあり、民間レベルの状況を見ながら（というのが妥当）ではないか。
- 適正な水準がどれぐらいなのかは判断しづらいが、今の（民間企業や県民の生活）状況では上げることについて県民に理解されるのは難しい。他方で、下げる理由は特にない。  
一般職の改定率の積算が0.65%となっているが、若年層だけが上がっており、ベテランは上がっていないところからすると、改定率をもって知事の引上げを行う根拠にもしにくい。
- 知事の給料を下げるのは今の時代背景を踏まえると考えられず、今日の段階では据え置きかなと思う。民間も非常に経営が厳しいときに知事の給料が上がるといのは考えづらい。
- 特別職は重責を担っている面から全国順位がこの位置でいいのかという思いがある。一方で、県民に対する納得性、説明として、（現状を見て）上げていくのはどうかというところもあるので、据え置きが妥当ではないか。

# 特別職報酬等の全国状況等の概要

令和4年12月1日時点

## 1. 本県における特別職報酬等の状況

(単位:千円)

		知事	副知事	教育長	議長	副議長	議員	
給料(報酬)額 (本則額) <sup>注1</sup> (資料10頁)	全国平均	1,298	1,017	829	1,008	901	830	
	高知県	支給月額	1,220	940	780	900	820	770
		全国順位	43位	45位	32位	46位	40位	42位
給料(報酬)額 +地域手当 <sup>注2</sup> (11頁)	全国平均	1,327	1,041	849	1,008	901	830	
	高知県	支給月額	1,220	940	780	900	820	770
		全国順位	45位	45位	34位	46位	40位	42位
年間給与 <sup>注3</sup> (本則額) (18-23頁)	全国平均	22,048	17,290	14,104	16,779	14,990	13,806	
	高知県	支給年額	20,124	15,505	12,745	14,846	13,526	12,701
		全国順位	42位	43位	38位	47位	40位	42位
退職手当 <sup>注4</sup> (本則額・ 12月分)	全国平均	8,746	4,949	2,697				
	高知県	支給年額	7,027	3,948	2,246			
		全国順位	46位	46位	35位			
年収 <sup>注5</sup> (本則額) (34-36頁)	全国平均	30,607	22,239	16,833	16,779	14,990	13,806	
	高知県	支給年額	27,151	19,453	14,991	14,846	13,526	12,701
		全国順位	44位	46位	35位	47位	40位	42位
知事の給料 に対する割合 (17頁)	全国平均	—	78.4%	63.9%	77.7%	69.4%	63.9%	
	高知県	支給割合	—	77.0%	63.9%	73.8%	67.2%	63.1%

注1)「本則額」とは、条例で定められている給料(報酬)の額である。(特例条例等による減額前の額)

注2)「地域手当」とは、民間の賃金が高い地域の職員に対し、給料とは別に、給料に3~20%を乗じた額を支給しているもの。

注3)「年間給与」とは、本則額、地域手当及び期末手当の1年間の支給額を合計したもの。

注4)退職手当の平均額について、知事は廃止した大阪府、教育長は一般職の例により支給する4県を除いたもの。

議長・副議長・議員への退職手当の支給はない。

注5)「年収」とは、年間給与に「退職手当を1年分に換算した場合の支給額」を合計したもの。

## 2. 知事の給料に改定のあった団体の状況(前回の審議会(R2.1)以降)(8-9頁)

(単位:千円)

団体名	支給月額(本則)		改定額 (A) - (B)	改定の主な理由
	R5.1時点 (A)	R2.1時点 (B)		
鳥取県	1,153	1,151	2	一般職の給与の改定率等を考慮して改定(R4.4.1適用)
愛知県	1,379	1,354	25	地域手当の支給率とともに給料の見直しを行った一般職の改定を踏まえて改定(R2.4.1適用)
	支給月額(本則)+地域手当		改定額 (C) - (D)	
	R5.1時点 (C)	R2.1時点 (D)		
	1,496	1,496	0	

3. 本県における一般職の給与の改定状況(前回の特別職報酬の改定(H22.4)以降)(24頁)

	改定率	公民較差	人事委員会の報告より
平成22年	-0.15%	-0.17%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引下げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、 <u>民間の給与水準を下回っている30歳台までは据え置くこととし、40歳台の職員が受ける号俸以上の号俸を対象として引下げを行うとする</u> 国家公務員の改定に準ずることとし、国家公務員の俸給表の構造との均衡も考慮して、級号給ごとの給料月額について <u>国家公務員の俸給月額と同額で引下げを行うとともに</u> 、全職員の給料月額から均等に200円を減額すること。
平成27年	0.15%	0.15%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が昨年に引き続き初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行ったこと、また、他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることを踏まえ、 <u>優秀な人材の確保を図るため、初任給を重点的に引き上げるとともに若年層に限定して改定を行うこと。</u>
平成29年	0.17%	0.17%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が4年連続初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行ったこと、また、他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることを踏まえ、 <u>優秀な人材の確保を図るため、初任給を1,500円引き上げるとともに若年層にも同程度の改定を行い、その他については、200円を引き上げることを基本とする。</u>
平成30年	0.15%	0.15%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が5年連続初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行ったこと、また、他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることを踏まえ、 <u>優秀な人材の確保を図るため、初任給を1,500円引き上げるとともに若年層にも1,000円程度の改定を行い、その他については、200円を引き上げることを基本とする。</u>
令和元年	0.12%	0.12%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が初任給や若年層に限定した俸給表の引上げを行ったこと、また、他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることを踏まえ、 <u>優秀な人材の確保を図るため、初任給を1,500円引き上げるとともに若年層に限定して改定を行うこと。</u>
令和4年	0.21%	0.21%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っているほか、他の都道府県の初任給と比較しても低位な水準にあること、また、国家公務員が初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行っていることを踏まえ、 <u>優秀な人材の確保の観点から、初級試験(高卒程度)採用職員の初任給を4,000円、上級試験(大卒程度)採用職員の初任給を3,000円引き上げるとともに、若年層に重点を置いて改定を行うこと。</u>